

件名	東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事				
番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	4-1 競争参加資格(5) 同種工事 a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工（鋼製橋脚を除く）の耐震補強工事 ②道路橋における下部工（鋼製橋脚を除く）の新設工事	同種工事 a) ①・②の実績要件として下記実績が認められるものか、ご教示ください。 1. コンクリート柱に鋼製柱を繋ぎ合わせた鋼・コンクリート複合橋脚において、コンクリート柱と鋼製柱の接合部にコンクリートを打設し、部材同士を一体化させた工事 2. コンクリート橋脚又は橋台に炭素繊維シートによる補強を行い、耐久性および強度を向上させた下部工の耐震補強工事 3. 既設のT型RC橋脚の梁部を拡幅するため、新設の鋼製梁を梁の両端に被せてRC橋脚の梁とコンクリートで合成し、ケーブルで緊張して一体化させた工事 4. 既設橋台のバラベット部にコンクリートを増し打ちし、橋台の構造を再構築した工事	質問内の2. については同種工事a)の①に該当します。 質問内の1. 3. 4. については耐震補強が目的であれば同種工事a)の①に該当し、同種工事a)の②は新設の下部工工事であれば該当します。 ただし、同種工事a)の①を同種工事とする場合は、耐震補強が目的であることが確認できる証明資料を、同種工事a)の②を同種工事とする場合は、新設の下部工工事であることが確認できる証明資料を提出してください。
2	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	9-8. 工事の契約後に求める契約履行要件 同種工事 a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工（鋼製橋脚を除く）の耐震補強工事 ②道路橋における下部工（鋼製橋脚を除く）の新設工事	別表3に記載されている 同種工事 a) ①・②の実績要件として下記実績が認められるものか、ご教示ください。 1. コンクリート柱に鋼製柱を繋ぎ合わせた鋼・コンクリート複合橋脚において、コンクリート柱と鋼製柱の接合部にコンクリートを打設し、部材同士を一体化させた工事 2. コンクリート橋脚又は橋台に炭素繊維シートによる補強を行い、耐久性および強度を向上させた下部工の耐震補強工事 3. 既設の T型RC橋脚の梁部を拡幅するため、新設の鋼製梁を梁の両端に被せてRC橋脚の梁とコンクリートで合成し、ケーブルで緊張して一体化させた工事 4. 既設橋台のバラベット部にコンクリートを増し打ちし、橋台の構造を再構築した工事	番号№1と同じです。
3	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	4-1. (5) 競争参加資格	「同種工事c) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事」とあります。高速自動車国道も含まれる認識でよろしいでしょうか。	その通りお考え下さい。
4	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	9-8. (1) 工事の契約後に求める契約履行要件 2) 対象となる施工経験	「現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、同種工事a)及びb)の施工経験を有すること。ただし、同一の工事、同一の技術者で有する必要はない。」とあります。特定JV（甲）の場合、a)の実績のみ有する1名、b)の実績のみ有する1名を、構成員の1者から2人配置することでも良いという認識でよろしいでしょうか。	入札公告（説明書） 別表3の備考にも記載のとおり、「構成員毎に技術者を配置すること。構成員①②（③）のうちいずれかの技術者が同種工事a)かつb)を有すれば良い。同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。」としております。 ご提示のとおり、構成員の1者からa)の実績のみ有する1名、b)の実績のみ有する1名の合計2名配置することは可能です。
5	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	9-8. (1) 工事の契約後に求める契約履行要件 2) 対象となる施工経験	本体工事契約が複数になる場合、配置予定技術者の契約履行要件は、いずれかの工事契約において満たせばよろしいでしょうか。また、各工事で配置予定技術者の契約履行要件が必要な場合、各分割発注工事において、共通仕様書1－7－3「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者の制度の適用により、技術者の兼務は可能でしょうか。	「基本条件書 添付資料」の参考工程表に示す複数の工事契約についてのご質問であれば、同一の者が要件を満たせば結構です。

件名	東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事
----	---------------------

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質 問 事 項	回答（発注者使用欄）
6	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	施工条件、施工方法	高速道路のランプ通行止めに際し、①2つ以上のエリアの同時通行止めの禁止、②3か月以上の期間を空けること、③一般道の通行止めの同時実施の禁止の3つの条件が示されています。高速道路本線の車線規制には、上記のような制約条件は無いものと考えてよろしいでしょうか。	質問書B（技術提案書等に関する質問）の回答日に回答いたします。
7	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	施工条件、施工方法	一般道と高速道路ランプの通行止めについて、同時期の実施が禁止されています。高速道路本線の車線規制については、一般道・高速道路ランプの通行止めと同時期に実施しても問題無いものと考えてよろしいでしょうか。	質問書B（技術提案書等に関する質問）の回答日に回答いたします。
8	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	施工条件、施工方法	高速道路ランプの「連続通行止め」は、予備日も含めた連続通行止め期間を設けて実施できるものと考えてよろしいでしょうか。また、どの程度の期間まで連続して実施可能でしょうか。	質問書B（技術提案書等に関する質問）の回答日に回答いたします。
9	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	施工条件、施工方法	一般道の通行止めと高速道路のランプ通行止めは、同時期に実施しないとの条件が示されています。同時期とは、同日（同時刻）のことであり、一般道の通行止めの翌日に高速道路のランプ通行止めは問題無いものと考えてよろしいでしょうか。	質問書B（技術提案書等に関する質問）の回答日に回答いたします。
10	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	高速道路等の交通規制可能時間帯	東京外環自動車道（本線）及び東北自動車道（本線）において、昼間に1車線規制可能な条件となっていますが、2車線区間においても、1車線規制が可能と考えてよろしいでしょうか。	質問書B（技術提案書等に関する質問）の回答日に回答いたします。